

令和8年度 固定資産税（償却資産）

申告の手引き

菰野町

町税につきましては、平素より格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほか、事業用の償却資産についても課税対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している償却資産について、その種類、取得時期、取得価額、耐用年数等を資産の所在地の市町村長に申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きを参考のうえ、申告書等を作成し、菰野町役場税務課へ提出していただきますようお願いします。

また、令和8年1月1日現在において、既に申告済みの資産が無くなった場合や、該当資産が無い場合、廃業、解散等の場合は、その旨を申告書備考欄に記入の上、提出をお願いします。

※ エルタックス
eLTAXの電子申告をご活用ください

インターネットを通じて、オフィスやご自宅から申告できます。

窓口への来庁や郵送の必要がありません。（eLTAXのご案内 P17）

【提出期限】 令和8年2月2日（月）

窓口での受付は、令和8年1月5日（月）から開始します。

提出期限間近になりますと窓口が混み合うことが予想されますので、
早期提出にご協力をお願いします。

【提出先】 〒510-1292

三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町役場 税務課 固定資産税係

TEL 059-391-1116（直通）

開庁時間 平日 午前9:00～午後4:30

もくじ

- I 償却資産とは
- II 償却資産の申告について
- III 申告書等の書き方（記入例）
- IV 償却資産の評価から納税まで

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産やその他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税、又は所得税を課されないものが所有しているものを含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる、構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

なお、「事業の用に供することができる」とは、所有者がその償却資産を自己の営業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2. 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる資産を例示したものです。

番号	資産の種類	主な償却資産の例示
1	構築物	橋、水槽、側溝、打込井戸、舗装路面、舗装道路、駐車場舗装、立体駐車場、庭園、緑化施設等の外構工事、門、塀、フェンス、広告塔等
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、建物から独立した設備等（家屋に含めて評価されるものは除く。） 建物の所有者と異なる方が施工した造作等（テナント等）
2	機械及び装置	工作機械、電気機械、土木機械、建設機械、太陽光発電装置 その他各種業務用機械及び装置等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	台車、大型特殊車両等（車両ナンバー「O」「OO~09」「000~099」「9」「90~99」「900~999」のもの） ※自動車税（種別割）の対象となる自動車、軽自動車税（種別割）の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除きます。
6	工具及び備品	パソコン、プリンタ、コピー機、自動販売機、陳列ケース、応接セット、テレビ、レジスター、切削工具、測定工具、金型、理容及び美容機器、厨房機器、金庫、事務机、ロッカー、ルームエアコン、音響機器等

3. 業種別の主な償却資産

業 種	課 税 対 象 と な る 主 な 償 却 資 産 の 例 示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、ロッカー、キャビネット、レジスター、看板（廣告塔、案内板、袖看板等）、自動販売機、金庫、受変電設備、舗装路面、門、塀、外灯等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、発電機、測量機器等
娛 樂 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング用設備、ゴルフ練習場設備等
飲 食 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、テレビ等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫等
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、パーマ器、ドライヤー、テレビサインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、消毒殺菌用機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ベッド等
農・畜産業	農耕用車輛（小型特殊自動車を除く。）、農業用機械設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産賃貸業	受変電設備、発電機設備、中央監視設備、屋外の給排水ガス設備、外構工事（フェンス、駐車場のアスファルト舗装、外灯、集合郵便受け、自転車置場）、太陽光発電設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン（油）計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、屋外の照明設備、構内舗装、ホイールバランサー、コンプレッサー等

4. 建築設備における家屋と償却資産の区分

(1) 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるものは、本来家屋に含めて取り扱います。したがって、次に掲げる事業用のものは償却資産として取り扱います。

- ア 構造的に家屋と一緒にあってないもの
- イ 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
- ウ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等

＜償却資産と家屋の区分の例示＞

家屋と建築設備の所有者が同じ場合は、下表を参考にしてください。

項目	償却資産として申告するもの	家屋に含めるもの
電気設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備、受変電設備、中央監視制御装置等	屋内照明設備、配線、配管、ボックス類
電話・通信設備	電話機、電話交換機、電源装置、拡声装置設備等	配線、配管、ボックス類
動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
ガス設備	特定の生産又は業務用設備、メーターから外側の配管等	左記以外の設備
給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外排水管独立給水槽等	左記以外の設備
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
空調設備	ルームエアコン	パッケージエアコン、中央熱源方式によるもの
運搬設備	荷物用エレベーター、生産ライン用リフト、シート、ホイスト、クレーン、ベルトコンベアー等	エレベーター、リフト、エスカレーター、気送管設備
簡易間仕切り	床から天井に達しない程度のもの	床から天井に達する程度のもの

(2) 貸店舗などを借り受けて事業をされている方（テナント）が、自ら事業の用に供するために取り付けた内装、造作、建築設備等は、上記区分表にかかわらず、賃借人の方（テナント）に償却資産として固定資産税が課税されます。（地方税法第343条第10項、菰野町税条例第54条第8項）

賃借人の方（テナント）は、これらの設備を申告してください。

II 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和8年度償却資産申告書を提出していただく方は、令和8年1月1日現在、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方です。

（お願い）申告書が届いた方で償却資産をお持ちでない方も、お手数ですがその旨を備考欄に記載し、申告書を提出してください。

2. 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和8年1月1日現在において事業の用に供することができる資産です。

- ・税務会計上減価償却の対象となるべき資産
- ・簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ・償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ・遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ・未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ・建設仮勘定に経理されている資産
- ・貸店舗等を借り受けて事業をされている方が、自ら事業の用に供するために取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

＜償却方法と取得価額による申告一覧＞

【表1】個人の場合

取 得 時 期	取 得 価 額	国 稲 の 取 扱 い	固 定 資 産 税 (償却資産) の 取 扱 い
平成元年3月31日までに 取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	減価償却	申告対象
平成元年4月1日から 平成10年12月31日までに 取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
	20万円以上	減価償却	申告対象
平成11年1月1日以後に 取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外 ※1
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外 ※2
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

※1 所得税法施行令第138条の適用を受ける償却資産

※2 所得税法施行令第139条の適用を受ける償却資産

【表2】法人の場合

取 得 時 期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税 (償却資産) の取扱い
平成元年3月31日までに 取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上	減価償却	申告対象
平成10年3月31日以前に 開始された事業年度に取得した資産 (平成元年3月31日までに 取得した資産を除く。)	20万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
平成10年4月1日以後に 開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外 ※3
		3年間一括償却	申告対象外 ※4
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外 ※4
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

※3 法人税法施行令第133条の適用を受ける償却資産

※4 法人税法施行令第133条の2の適用を受ける償却資産

＜法人税・所得税との比較＞

項 目	固定資産税 (償却資産) の取扱い	国税の取扱い
償却資産の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法(法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様)	建物以外の一般の資産は定率法、定額法の選択制
前年中新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増加償却	認められます。	認められます。 (法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (注1)	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする。 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (注2)	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能(法人税法施行令第133条の2、所得税法施行令第139条)
即時償却資産(中小企業等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります。(注3)	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

- (注1) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注2) 法人又は個人の方は本来の耐用年数表を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注3) 固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

＜グリーン投資減税の取扱い＞

所得税及び法人税において、グリーン投資減税により特別償却（即時償却）の適用を受けた場合であっても、固定資産税（償却資産）においては申告の対象となります。

＜リース資産について＞

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

ただし、所有権移転を伴うファイナンス・リースについては、借主が当該資産の申告をする必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象外となります。

3. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ・ 棚卸資産（商品、原材料等）
- ・ 繰延資産（創立費、開業費等）
- ・ 無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権等）
- ・ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車等
- ・ 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用のものは申告対象です。）

4. 提出について

償却資産申告書に個人番号・法人番号の記載欄が設けられました。

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出いただく際には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）による本人確認をさせていただきます。（法人の場合は、本人確認は不要です。）

本人確認では、次の2つの確認が必要です。

- *記載された個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認【番号確認】
- *申告者が個人番号（マイナンバー）の正しい持ち主であることの確認【身元確認】

具体的には、

- ①個人番号カード（番号確認、身元確認両方の確認資料となります。）
 - ②通知カード（番号確認）と運転免許証、パスポート等（身元確認）
などにより本人確認をさせていただきます。
- ★ 個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を窓口に提出の際は、①又は②の確認資料をお持ちください。
- ★ 郵送の場合は、①又は②の写しを同封してください。
- ★ 代理人の場合は、代理権（委任状原本やプレ印字申告書）の確認、申告者の番号確認、代理人の身元確認をさせていただきます。
- ※ 個人番号（マイナンバー）の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受付させていただきます。また、番号法において、「本人から個人番号の提供を受けるときは本人確認を行う」と規定されていることから、個人番号の記載があっても本人確認資料不足により、本人確認ができない場合は、個人番号の記載はないものとして受付させていただきます。

★ 提出期限 ★ 令和 8年 2月 2日（月）

★ 提出書類 ★

◎ 初めて申告をされる方（資産内容が印字されていない方）

書類名	注意事項
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	償却資産をお持ちでない方も提出してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	3枚複写のうち“提出用”“入力用”的2枚を提出してください。

◎ 前年度以前に申告された方（資産内容等が印字されている方）

書類名	注意事項
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	償却資産をお持ちでない方も提出してください。
種類別明細書	前年中に増加があった場合は『種類別明細書（増加資産・全資産用）』（提出用、入力用各1枚）を、減少があった場合は『種類別明細書（減少資産用）』（提出用、入力用各1枚）を提出してください。

※ 控用（各1枚）については保管してください。

※ 申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

※ 申告書・種類別明細書については、複写になつていませんので、必要に応じて写しを保管ください。

III 申告書等の書き方（記入例）

1. 作成していただく書類

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）・・・・・・記入例 9ページ

この用紙は、令和7年度の申告に基づいて、住所・氏名・取得価額が記載しています。（初めて申告する方は、無記載のためすべて記入してください。）

記入例を参照の上、必要事項を記入してください。なお、内容に変更等がある場合は、修正箇所を二重線で抹消の上、正しい事項を朱書きしてください。資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」欄に「増減なし」と記入してください。

平成28年度課税分の申告から、個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載欄が新設されました。個人事業の場合は、個人事業主の個人番号を、法人の方は、国税庁から通知された法人番号（13桁）を「3 個人番号又は法人番号」欄に記入してください。

- 種類別明細書（増加資産・全資産用）・・・・・・記入例 10ページ

この用紙は、令和7年度の申告に基づいて、全資産が記載しています。（初めて申告する方は、無記載のためすべて記入してください。）内容に変更等がある場合は、変更箇所を二重線で抹消の上、変更事項を朱書きしてください。

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に取得（増加）した資産については、増加した資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記入の上、増加事由欄の該当する番号に○をつけてください。

なお、課税標準の特例の適用がある資産を取得した場合、「摘要」欄に適用条項を記入してください。

- 種類別明細書（減少資産用）・・・・・・・・・・記入例 11ページ

この用紙は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に減少した資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記入の上、「減少事由及び区分」欄の該当する番号に○をつけてください。

種類別明細書(増加資産・全資産用) 記入例

- ◆ 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に取得した資産を記入してください。
- ◆ 初めて申告される方は、町内に所有する全ての資産を記入してください。
- ◆ 3枚複写(提出用・入力用・控用)となっていますので、上2枚(提出用・入力用)を提出してください。

申告済資産が印字されている『種類別明細書(増加資産・全資産用)』について、控えが必要な場合はコピーをおとりください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)									
所有者コード		所有者名							
行 番 号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	簿 価	課 税 標準 の特 例 率 コード	課 税 標準 額
1	1	駐車場アスファルト		00150702	1000000	10			
2	1	フェンス		00150703	500800	15			
3	5	フォークリフト		00150709	1542030	04			
4	6	パソコン		00150711	230000	04			
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
小計 3272830									

どちらかに○をつけてください。

数字で記入してください。
 構築物……………1
 機械及び装置……………2
 船 舶……………3
 航空機……………4
 車両及び運搬具……………5
 工具、器具及び備品……………6
 ※ 手引き1ページを参照してください。

資産の種類

資産の名称等
 漢字、カタカナ、数字、英字で記入してください。(20文字以内)

取得年月
 資産を実際に取得した年月を記入してください。
 《年号》 昭和…3
 平成…4
 令和…5
 《取得月》
 1～9月は前に0を記入してください。
 【例】令和7年9月
 ↓
 5 0 7 0 9

取得価額
 資産を取得するために要した額(引取運賃や運送保険料、据付費等を含む。)を記入してください。
 国庫補助金等で取得した資産で圧縮記帳を行っている場合は、圧縮額も取得価額に含めてください。

耐用年数
 耐用年数は法人税又は所得税の申告で用いるもの(『減価償却資産の耐用年数に関する省令』別表第1, 2, 5, 6)と同じ耐用年数を使用してください。
 中古資産等を取得し、税務会計上見積耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入してください。

記入する必要はありません。
 電算処理により申告書を作成する場合は記入してください。

增加事由
 該当するものを○で囲んでください。
 新品取得……………1
 中古品取得……………2
 移動による受入れ…3
 その他……………4
 ※ 移動による受入れの場合の取得年月は当初取得した年月を記入してください。

摘要
 次のような事項を記入してください。

- ◆ 課税標準の特例の適用がある資産を取得了した場合は、その適用条項
- ◆ 耐用年数の変更があった場合は、その時期及び旧耐用年数
- ◆ 耐用年数の短縮の承認を受けた資産、増加償却の届出をした資産はその旨の表示
- ◆ その他価額の決定に必要な事項

所有者名
 氏名又は名称を記入してください。
 また、この『種類別明細書(増加資産・全資産用)』について、“1枚のうち1枚目”というようにページ数をつけてください。

種類別明細書(減少資産用) 記入例

- ◆ 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に減少した資産を記入してください。
- ◆ 3枚複写(提出用・入力用・控用)となっていますので、上2枚(提出用・入力用)を提出してください。

所有者名

氏名または名称を記入してください。
また、この『種類別明細書(減少資産用)』について、“1枚のうち1枚目”というようにページ数をつけてください。

令和8年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名	
行 番 号	資産の種類 抹消コード	資産の名称等			数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要	
		年	月							1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部		
01	2	20003乾燥設備			001	41409	338675	12	15	1 2 3 4	1 2		
02	6	60011ストーブ			001	35511	52000	05	56	1 2 3 4	1 2	5台のうち1台を廃棄	
03										1 2 3 4	1 2		
04										1 2 3 4	1 2		
05										1 2 3 4	1 2		
06										1 2 3 4	1 2		
07										1 2 3 4	1 2		
08										1 2 3 4	1 2		
09										1 2 3 4	1 2		
10										1 2 3 4	1 2		
11										1 2 3 4	1 2		
12										1 2 3 4	1 2		
13										1 2 3 4	1 2		
14										1 2 3 4	1 2		
15										1 2 3 4	1 2		
16										1 2 3 4	1 2		
17										1 2 3 4	1 2		
18										1 2 3 4	1 2		
小計										390675			

『種類別明細書(増加資産・全資産用)』に印字されている資産コードを転記してください。
1桁に1字ずつ記入してください。

数量
減少した資産の数量を記入してください。

取得年月

種類別明細書より転記してください。
《年号》昭和…3
平成…4
令和…5

《取得月》
1~9月は前に0を記入してください。

取得価額
減少した資産の取得価額を記入してください。
資産の一部が減少した場合は、減少分の取得価額を記入してください。

減少の事由及び区分

該当する番号を○で囲んでください。

一部減少の場合は“区分2(一部)”を○で囲み、摘要欄に減少分の数量・取得価額、減少の事由を記入してください。

2. 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、購入手数料、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、4~6ページの一覧表にてご確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。

◎ 通常は、この耐用年数により申告してください。

イ 中古見積耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条の規定により見積もった耐用年数

ウ 短縮耐用年数・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例（9~11ページ）を参考に申告してください。

耐用年数の改正について

平成20年度の税制改正において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置の区分、耐用年数の変更が行われました。

この省令改正後の耐用年数は、平成21年度課税分から適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

IV 償却資産の評価から納税まで

1. 償却資産の評価

資産 1 個（又は 1 組）ごとに、次の算式によりその資産の評価額を計算します。

ア. 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率} \text{ (前年中取得のもの)}$$

イ. 前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率} \text{ (前年前取得のもの)}$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の 5% まで減価します。

（例）取得価額：1,000,000 円、取得時期：令和 7 年 5 月、耐用年数：8 年の場合

（耐用年数 8 年、前年中取得のものの減価残存率 0.875）

（耐用年数 8 年、前年前取得のものの減価残存率 0.750）

$$\text{令和 8 年度} \cdots \cdots 1,000,000 \text{ 円} \times 0.875 = 875,000 \text{ 円}$$

$$\text{令和 9 年度} \cdots \cdots 875,000 \text{ 円} \times 0.750 = 656,250 \text{ 円}$$

$$\text{令和 10 年度} \cdots \cdots 656,250 \text{ 円} \times 0.750 = 492,187 \text{ 円}$$

⋮

※ 以降、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の 5% になるまで償却します。

評価額が取得価額の 5% 未満になる場合は、5% でとどめます。

[減価残存率表]

（これは固定資産税に係る残存率表です。）

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの
2	0. 658	0. 316	16	0. 933	0. 866
3	0. 732	0. 464	17	0. 936	0. 873
4	0. 781	0. 562	18	0. 940	0. 880
5	0. 815	0. 631	19	0. 943	0. 886
6	0. 840	0. 681	20	0. 945	0. 891
7	0. 860	0. 720	21	0. 948	0. 896
8	0. 875	0. 750	22	0. 950	0. 901
9	0. 887	0. 774	23	0. 952	0. 905
10	0. 897	0. 794	24	0. 954	0. 908
11	0. 905	0. 811	25	0. 956	0. 912
12	0. 912	0. 825	26	0. 957	0. 915
13	0. 919	0. 838	27	0. 959	0. 918
14	0. 924	0. 848	28	0. 960	0. 921
15	0. 929	0. 858	29	0. 962	0. 924

2. 課税標準額の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定により、一定の要件に該当する償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

＜例＞再生可能エネルギー発電設備に係る特例（地方税法附則第15条第25項）の場合

＜特例の対象となる設備＞

★太陽光発電設備の場合

ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備

認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備

※FIT（固定価格買取制度）・FIPの認定を受けているものは対象外となります。

★風力・水力・地熱・バイオマス発電の場合

FIT（固定価格買取制度）・FIPの認定を受けているもの

＜適用期間＞

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分

＜取得時期＞

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

＜特例内容＞

当該設備に係る固定資産税の課税標準額が下記表のとおり軽減されます。

	課税標準額が2/3に 軽減されるもの	課税標準額が3/4に 軽減されるもの	課税標準額が1/2に 軽減されるもの
太陽光発電	1,000kW未満	1,000kW以上	
風力発電	20kW以上	20kW未満	
水力発電		5,000kW以上	5,000kW未満
地熱発電	1,000kW未満		1,000kW以上
バイオマス発電	10,000kW以上 20,000kW未満 (※1)		10,000kW未満

※1 一般木質バイオマス・農産物の収穫により生じるバイオマス固体燃料区分に該当するものについては課税標準額が6/7に軽減されます。

＜必要書類＞ ※ 該当する場合は、必ず添付してください。

★太陽光発電設備の場合

補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類

★風力・水力・地熱・バイオマス発電設備の場合

- ・経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』の写し
- ・電気事業者との特定契約書の写し

＜例＞中小企業等経営強化法による先端設備等に係る特例（地方税法附則第15条第43項）の場合

＜特例の対象となる設備＞

一定の要件をみたす中小企業者等が先端設備導入計画に基づき新たに取得した一定の設備

＜適用期間＞

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分または5年度分

＜取得時期＞

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

★先端設備導入計画の認定後に取得することが必須です。

★ソフトウェアは対象外です。

＜特例内容＞

当該設備に係る固定資産税の課税標準額が下記表のとおり軽減されます。

雇用者給与等支給額の 賃上げ表明	課税標準の特例率	
	適用期間	特例率
1.5%以上	3年間	1/2
3%以上	5年間	1/4

＜対象要件＞

- ・中古資産でないこと
- ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資目的を達成するための設備

減価償却資産の種類と要件	
減価償却資産の種類	取得価格
機械及び装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	60万円以上

＜必要書類＞ ※ 該当する場合は、必ず添付してください。

★中小事業者等が申告を行う場合

- ・菰野町に提出した先端設備等導入計画の写し
- ・菰野町から交付された当該計画に係る認定書の写し
- ・工業会等による生産性向上特別措置法の先端設備等に係る仕様等証明書の写し
- ・従業員へ賃上げ方針（具体的な賃上げ率）を表明したことの証する書面の写し

★リース会社が申告を行う場合

- ・上記の書類
- ・リース契約書の写し
- ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

＜例＞中小企業等経営強化法による先端設備等に係る特例（旧地方税法附則第15条第44項）の場合

＜特例の対象となる設備＞

一定の要件をみたす中小企業者等が先端設備導入計画に基づき新たに取得した一定の設備

＜適用期間＞

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3～5年度分

＜取得時期＞

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

★先端設備導入計画の認定後に取得することが必須です。

★ソフトウェアは対象外です。

＜特例内容＞

当該設備に係る固定資産税の課税標準額が下記表のとおり軽減されます。

従業員に対する 賃上げの表明	課税標準の特例率		
	設備の取得時期	適用期間	特例率
なし	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1/2
あり	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	1/3
	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	1/3

＜対象要件＞

- ・中古資産でないこと
- ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資目的を達成するための設備

減価償却資産の種類と要件	
減価償却資産の種類	取得価格
機械及び装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	60万円以上

＜必要書類＞ ※ 該当する場合は、必ず添付してください。

★中小事業者等が申告を行う場合

- ・菰野町に提出した先端設備等導入計画の写し
- ・菰野町から交付された当該計画に係る認定書の写し
- ・工業会等による生産性向上特別措置法の先端設備等に係る仕様等証明書の写し
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことの証する書面の写し（賃上げ表明を行う場合）

★リース会社が申告を行う場合

- ・上記の書類
- ・リース契約書の写し
- ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

3. 税額の計算方法

前記1により計算した各資産の評価額を合算した額を課税標準額(千円未満切り捨て)として、次の算式により固定資産税額(100円未満切り捨て)を計算します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

※ 合算した課税標準額が150万未満の場合は課税されません。

4. 納税について

4月初旬に納税通知書を送付します。納期は、1期(4月)、2期(7月)、3期(12月)、4期(翌年2月)の年4回です。

« 実地調査等のご協力のお願い »

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力ををお願いいたします。

また、実地調査等により、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、資産の取得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、ご了承ください。

« 電子申告(eLTAX)のご案内 »

菰野町では、eLTAXを利用した、固定資産税(償却資産)の電子申告を受け付けています。

詳しくはこちら→→



電子申告のメリット

- ・オフィスや自宅からインターネットを通じて、手続きができます。
→窓口への来庁や郵送の必要がありません。
- ・紙の申告より手間がかかりません
→PCdesk(無料)やeLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書の自動入力や自動計算などのサポート機能が完備されています。
- ・複数の地方公共団体に試算が所在している場合でも、一度の電子申告で複数の団体に一括で申告が可能です。
→地方団体ごとに申告書を作成する必要がありません。

詳しくは・・・

eLTAX ホームページ

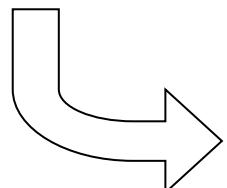
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク

TEL 0570-081459

受付時間は、9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く。)

このラベルを切り取り、封筒に貼り付
けて、申告書提出の際にご利用いただ
けます。



〒510-1292

三重県三重郡菰野町
大字潤田1250番地

菰野町役場 税務課

固定資産税係 行
(償却資産)